

手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	5,000 円（税別） 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成立した場合には、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書または労働条件通知書等に記載された額）を基準として手数料を算出いたします。 手数料の上限は当該金額の 50%以内といたします。 手数料は職業紹介が成立した時点で発生し、求人者にご負担いただきます。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成立した場合には、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書または労働条件通知書等に記載された額）を基準として手数料を算出いたします。 手数料の上限は当該金額の 50%以内といたします。 手数料は職業紹介が成立した時点で発生し、求人者にご負担いただきます。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 職業紹介が成立した場合には、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書または労働条件通知書等に記載された額）を基準として手数料を算出いたします。 手数料の上限は当該金額の 50%以内といたします。 手数料は職業紹介が成立した時点で発生し、求人者にご負担いただきます。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 30,000 円（税別） 活動一日あたり 5,000 円（税別） 成功報酬 職業紹介が成立した場合には、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書または労働条件通知書等に記載された額）を基準として手数料を算出いたします。 手数料の上限は当該金額の 50%以内といたします。 手数料は職業紹介が成立した時点で発生し、求人者にご負担いただきます。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成立した場合には、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書または労働条件通知書等に記載された額）を基準として手数料を算出いたします。 手数料の上限は当該金額の 50%以内といたします。 手数料は職業紹介が成立した時点で発生し、求人者にご負担いただきます。

上記手数料には消費税が含まれておりません。

許可番号： 23-ユ -302787

事業所の名称及び所在地：愛知県名古屋市中種区内山三丁目 1 1 番 2 1 号スミヤビル 5C

株式会社誠和リンク

代表取締役ブイヴァンツ